

群馬県教職員互助会特定個人情報等取扱細則

平成28年2月23日制定

(趣旨)

**第1条** この細則は、群馬県教職員互助会特定個人情報等取扱規程（平成27年12月28日制定。以下「規程」という。）第30条の規定に基づき、群馬県教職員互助会（以下「互助会」という。）における特定個人情報等の取扱いについて必要な事項を定める。

(利用目的の特定)

**第2条** 互助会は、特定個人情報等を次の各号に掲げる事務を執り行うために利用するものとする。

- (1) 所得税源泉徴収関係事務
- (2) 住民税関係事務
- (3) 健康保険関係事務
- (4) 厚生年金保険関係事務
- (5) 国民年金関係事務
- (6) 雇用保険関係事務
- (7) 個人番号利用事務である短期給付、年金である給付又は福祉事業の実施等に関する個人番号関係事務
- (8) その他行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第1に規定する事務に関する個人番号関係事務（個人番号を取り扱う事務の範囲等）

**第3条** 規程第14条第2項の規定により、互助会における個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者は、次の表のとおりとする。

個人番号を取り扱う事務の範囲	特定個人情報等の範囲	事務取扱担当者
互助会の職員等の税及び社会保障に関する事務であって前条各号に掲げるもの	左記の事務に関する個人番号、氏名、生年月日その他必要事項	会計係の職員等

(特定個人情報等保護管理者等の職務)

**第4条** 規程第15条第2項の規定により、互助会における特定個人情報等保護管理者及び特定個人情報等保護管理補助者並びにその職務は、次の表のとおりとする。

区 分		該当職員	職 務
特定個人情報等保護管理者	総括管理者	事務長	(1) 一般管理者及び電算管理者の監理 (2) 規程第21条に規定する情報漏えい等事案への対応
	一般管理者	次 長	(1) 互助会の保有する特定個人情報等の管理 (2) 特定個人情報ファイルの運用の管理 (3) 特定個人情報等保護管理補助者の職務の監督
特定個人情報等保護管理補助者		会計係長	(1) 特定個人情報等の取扱い状況等の把握 (2) 特定個人情報等保護管理者に対する報告 (3) その他所管部署における特定個人情報等の安全管理

(取扱状況の記録)

**第5条** 事務取扱担当者は、規程第19条に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況の確認のため、「特定個人情報ファイル管理簿」(別紙様式第1号)に記録するものとする。

(運用状況の記録)

**第6条** 事務取扱担当者は、規程第20条に規定する運用状況の確認のため、システムログ又は「特定個人情報等の運用状況記録簿」(別紙様式第2号)に記録するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域)

**第7条** 規程第25条に規定する支部における「取扱区域」は、事務室(会計係)とする。

附 則

この細則は、平成28年2月23日から実施し、平成27年10月5日から適用する。



